

【震災復旧・復興に関する地区説明会（西荒屋地区）】

日時：令和7年5月24日（土）10時～ 会場：西荒屋公民館

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※補足事項

1. 公共施設復旧の進捗状況及び今後のスケジュールについて
(質疑なし)

2. 液状化対策工法に係る実証実験について、3. 土地境界の確定に向けた対応について
その他

○元の境界での復元とは、現況に関わらず登記上の境界に復元するということか。

●元の境界とは登記上の境界となるが、境界確定の際に隣接地の所有者と、登記上の境界にするか、現況の塀の位置にするか等の話し合いをしてもらうことになる。

○その際、工事費用が発生する場合は、所有者の負担か。

●所有者の負担になる。

○県道は被災前の位置に戻す予定なのか。

●県道の現在の方針は、被災前の位置及び高さに戻すと聞いている。ただし、西荒屋では最大3mもズレたところがあるため、現状の位置をそのまま認めるよう、かほく市と共に国および県に新たな制度を要望している。

○現状のままとなると、県道の食い込みによって土地が小さくなる人もいると思うが、どう対応するのか。

●県が民地の買い上げを行うことが想定される。

○隣接地の地権者と連絡が取れない場合はどうしたらいいのか。

●町から地権者に連絡をとり、境界立会のサポートを行いたい。

○地権者間での土地売買について協議するとあるが、町は間に入らないのか。

●境界位置の提案はするが、売買に関しては、町は介入しない予定である。しかし、ズレ幅が大きいところについては、土地の買い上げという形で関与したいと考えており、現在、国に認めてもらえるよう財源の要望をしている。土地の境界については、多くのパターンがあると考えられるため、今後勉強会を開催し、皆様に理解を深めていただく予定である。

○小学校や公民館の工事が始まると聞いたが、ズレはなかったのか。

●小学校については建物のズレはなかったが、杭に亀裂が入っているため補修を行う。公民館についてはズレが発生している。既存の建物を解体し、ズレ幅に干渉しない位置で建て直す工事を行う予定であり、それまでは別の場所に仮の事務所を用意する。

○測量の範囲はどうなるのか。

- 液状化の被害があったエリア及びその周囲のやや広い範囲で予定している。
- 農地はどうなるのか。
- 宅地に隣接する畑などは含める。今後どのように対応するかを決めるため、今年度、抽出測量を行い、ズレ幅を確認していく。

-
- 少ないズレ幅とはどれほどの幅なのか基準があるのか。
 - 45cm以下が「少ないズレ幅」となる。
 - 調査地区を3つに分けるとあるが、どう分けるのか。
 - 現時点では分け方を決めていない。今年度中に抽出測量を行い、現状を把握してから決める。

-
- 先般行われた小学校の事業参観の際、西荒屋小学校の工事に関する話を聞いたが、意見を言う機会がなかったため、別途機会を設けて欲しい。また、西荒屋小学校の子ども達のカウンセリングを実施してほしい。
 - 承知した。機会を設ける。カウンセリングについては、定期的にカウンセラーが学校に来ているので、利用してほしい。
 - 西荒屋で子どもが遊べる場所がない。
 - 現有の町有地で対応できないか検討する。

-
- 公費解体は半壊以上が対象であるが、昔からの空き家についてはこの機会に解体を進めてほしい。また、準半壊に至らない損壊の空き家の解体に助成をしてほしい。
 - 現在、所有者不明の家屋については所有者の調査及び連絡を行っている。調査の結果、相続人がいない家屋については、町が解体できるよう、裁判所に申し立てを行い、解体の手続きを進めていく。
 - 準半壊以下の助成制度については、県と協議中である。

-
- 道路の排水についてはどうなっているのか。
 - 道路の排水については、年内までに仮復旧完了を予定しており、現在は町道の被害状況の把握を進めている。

-
- 西荒屋小学校から室にかけての道路において常に水が溢れている状況にあるが、何の水か。
 - 地下水による湧き水である。今後、県道の側溝に流れるように対処していく。

-
- 被災者は災害公営住宅に必ず入居できるのか。また、災害公営住宅に入居できるまで、みなし仮設の入居期間を延長してほしい。
 - 災害公営住宅については、アンケート調査により必要戸数を把握し、希望者が全員入居できるよう整備を進める。応急仮設住宅の入居期間延長については、現在、国・県に強く要望しているため、回答があるまで今しばらくお待ちいただきたい。

-
- 災害公営住宅に入居後は、なぜ生活再建支援金がもらえないのか。
 - 被災した世帯のうち、一部が災害公営住宅に入居し、他が購入した新築に入居する場合は支援金が出ないと聞いたが、再度確認を願う。
 - 承知した。再度確認し、連絡する。

⇒被災者生活再建事業を所管する「公益財団法人都道府県センター」に確認した回答は下記のとおりに。

被災時、一世帯には、一つの再建方法のみ公的支援が原則となる。

例えば、被災時の世帯の一部が災害公営住宅に入居する場合、公的支援を受けて被災時世帯の生活の再建が完了したこととなるため、他の再建支援を受けることが出来ないこととなる。ただし、災害公営住宅を退去した場合は、被災時世帯が新築した再建に係る支援金の申請を行うことができる。（申請期限内の場合）

- 震災対応に向けた専門の部署を作ると聞いたが、どのようなものか。
- 地籍調査関係、生活再建関係、相談窓口など復興に関する事項を一元化するよう、復興部を7月に設置する予定である。

○西荒屋小学校裏の崖上にある道路が危険な状況であるが、今後どうしていくのか。

- 本復旧に向けた工事の発注をしたところである。

○家の前の県道から湧き水が出ており、側溝の流れも悪い。津幡土木事務所に連絡したが、町から要請して欲しいと言われた。

- 承知した。町から津幡土木事務所に要請する。

○西荒屋小学校周辺のみ地区計画区域となっているが、どういうものか。

- 本来、西荒屋区を含む市街化調整区域は、地区外の人が住宅の建築などができない区域である。町では小学校周辺に地域外からでも移り住んでもらえるよう、平成27年、地域住民の同意を得て地区計画を策定した。これにより、区域内では地区外（市街化調整区域外）の人でも住居の新築等が可能となっている。

○自宅の前の道路が復旧しておらず、再建の目処が立たない。さらに、境界が決まらなさと道路の復旧ができないとのことだが、どう再建を進めればよいか。

- 現在、道路との境界確認作業を進めているところであるが、明らかに道路との境界が干渉していない場合は、津幡土木事務所への確認申請が通るケースもあると聞いている。道路の本復旧はまだ先になるが、仮復旧については今年度中に完了する予定である。